

# 令和7年度PFOS及びPFOA測定結果

・ 原水

令和8年3月時点

	浄配水場名	採水地点	採水日	濃度 (ng/L)
1	皿沼浄水場	第19号水源	令和7年8月12日	21
			令和7年10月15日	31
			令和7年11月7日	28
			令和7年11月30日	30
			令和7年12月31日	28
			令和8年1月31日	32
			令和8年2月28日	30
			令和8年3月31日	54
2	皿沼浄水場	第18号水源	令和7年9月4日	30
			令和7年10月15日	27
			令和7年11月7日	20
			令和7年11月30日	25
			令和7年12月31日	22
			令和8年1月31日	20
			令和8年2月28日	26
			令和8年3月31日	22
3	皿沼浄水場	第21号水源	令和7年9月4日	47
			令和7年10月15日	25
			令和7年11月7日	31
			令和7年11月30日	49
			令和7年12月31日	25
			令和8年1月31日	29
			令和8年2月28日	29
			令和8年3月31日	47
4	皿沼浄水場	第22号水源	令和7年9月4日	47
			令和7年10月15日	35
			令和7年11月7日	46
			令和7年11月30日	60
			令和7年12月31日	45
			令和8年1月31日	51
			令和8年2月28日	34
			令和8年3月31日	67
5	皿沼浄水場	第23号水源	令和7年9月4日	59
			令和8年3月5日	49
			令和8年3月31日	67
6	皿沼浄水場	第24号水源	令和7年9月4日	50
			令和7年10月15日	35
			令和7年11月7日	37
			令和7年11月30日	45
			令和7年12月31日	47
			令和8年1月31日	39
			令和8年2月28日	34
			令和8年3月31日	73

7	皿沼浄水場	第25号水源	令和7年9月24日	61
			令和7年10月15日	58
			令和7年11月7日	39
			令和7年11月30日	59
			令和7年12月31日	47
			令和8年1月31日	51
			令和8年2月28日	45
			令和8年3月31日	80

・浄水

	浄配水場名	採水地点	採水日	濃度 (ng/L)
1	皿沼浄水場	皿沼浄水場	令和7年8月4日	42
			令和7年9月24日	43
			令和7年10月15日	18
			令和7年11月7日	19
			令和7年11月30日	28
			令和7年12月31日	17
			令和8年1月31日	22
			令和8年2月28日	27
			令和8年3月31日	34
2	前川原浄水場	前川原浄水場	令和7年8月4日	< 5
			令和8年1月31日	< 5
3	前小屋浄水場	前小屋浄水場	令和7年8月4日	< 5
			令和8年1月31日	< 5
4	岡部浄水場	岡部浄水場	令和7年8月5日	7
			令和7年10月15日	< 5
			令和8年1月31日	6
5	川本浄水場	川本浄水場	令和7年8月6日	< 5
			令和8年1月31日	< 5
6	新仙元山配水場	新仙元山配水場	令和7年8月4日	< 5
7	今泉配水場	今泉配水場	令和7年8月5日	< 5
8	本田配水場	本田配水場	令和7年8月6日	< 5
9	花園第一配水場	花園第一配水場	令和7年8月6日	< 5
10	花園第二配水場	花園第二配水場	令和7年8月6日	< 5

・給水栓

	浄配水場名	採水地点	採水日	濃度 (ng/L)
1	皿沼浄水場	本田ヶ谷集排処理場	令和7年8月4日	43
2	皿沼浄水場	矢島農業集落センター	令和7年8月4日	< 5
3	皿沼浄水場	川内公園	令和7年8月4日	42
4	前川原浄水場	町田自治会館	令和7年8月4日	< 5
5	岡部浄水場	南岡自治会館	令和7年8月5日	< 5
6	岡部浄水場	後榛沢公会堂	令和7年8月5日	< 5
7	岡部浄水場	柴崎公園	令和7年8月5日	< 5
8	岡部浄水場	中折之口公園	令和7年8月5日	< 5
9	川本浄水場	明戸自治会館	令和7年8月6日	< 5
10	新仙元山配水場	大谷第一自治会館	令和7年8月4日	< 5
11	新仙元山配水場	櫛挽農民センター	令和7年8月4日	< 5
12	今泉配水場	本郷南部集会所	令和7年8月5日	< 5
13	今泉配水場	岡部中央グラウンド	令和7年8月5日	< 5
14	本田配水場	畠山重忠公史跡公園	令和7年8月6日	< 5
15	花園第一・第二配水場	消防団第24分団	令和7年8月6日	< 5

※ 「< 5」は測定結果が5ng/L未満であり、正確に測定できる最も低い濃度（定量下限値）よりも低い測定結果だったことを表しています。

※ 測定は原則として目標値の10分の1まで行うこととなっており、深谷市の測定結果は定量下限値を目標値の10分の1である5ng/Lとして測定したものです。定量下限値は検査機関や測定方法により異なります。

※ 第19号水源では埼玉県水道水質管理計画に基づいた年2回の検査を実施しています。